

## 本宮市結婚新生活支援補助金交付要綱

令和4年3月29日

告示第32号

改正 令和5年3月24日告示第18号

改正 令和4年3月29日告示第32号

改正 令和4年6月16日告示第93号

改正 令和5年3月24日告示第18号

改正 令和5年3月28日告示第26号

改正 令和6年4月1日告示第57号

改正 令和6年9月2日告示第110号

改正 令和7年5月20日告示第87号

改正 令和8年5月29日告示第86号

本宮市結婚新生活支援補助金交付要綱(令和元年本宮市告示第27号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、新婚世帯等に対し、婚姻等に伴う新生活に係る住居費及び引越費用の一部を補助することにより、経済的不安の軽減を図り、もって本市における少子化・移住・定住対策を推進することを目的として交付する本宮市結婚新生活支援補助金(以下「補助金」という。)について、本宮市補助金等の交付に関する規則(平成19年本宮市規則第56号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住居費とは、婚姻、又は市若しくは福島県からのパートナーシップに関する証明(以下「婚姻等」という。)に伴い新たに市内の住宅を取得する費用、住宅のリフォーム費用又は市内の住宅物件の賃貸借契約に基づき要した賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、婚姻等の日より前に取得又は賃借した住宅にあっては、婚姻等の日から起算して1年以内に婚姻等を機として取得又は賃貸借契約した住宅に限る。また、鍵交換や清掃の費用、賃貸保証料、火災保険料、更新料について、賃貸借契約書に記載があり契約の条件となっている場合は、対象とすることができる。
- (2) 引越費用とは、婚姻等に伴う引っ越しに要した経費で、引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。ただし、婚姻等の日より前に実施した引っ越しにあっては、婚姻等の日から起算して1年以内に婚姻等を機として実施した引っ越しに限る。
- (3) リフォーム費用とは、婚姻等を機に住宅をリフォームする際に要した費用

のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除き、婚姻等の日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻等の日から起算して1年以内に婚姻等を機として実施した当該住宅のリフォームに限る。

(補助対象世帯等)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯等は、次の各号のいずれかに該当する世帯等で、対象となる世帯等の構成員に市税等の滞納がなく、暴力団員(本宮市暴力団員排除条例(平成24年本宮市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)がいない世帯等(以下「補助対象世帯等」という。)とする。

(1) 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に、婚姻届を提出若しくは受理された夫婦、又は市若しくは福島県にパートナーシップに関する届出を行い、証明を受けた2人(以下「夫婦等」という。)で、次に掲げる要件を全て満たす世帯等

ア 補助対象世帯等の所得額(申請時点で発行されている最新の所得証明書をもとに算出した夫婦等の過去1年間の所得額の合計額をいう。)が500万円未満であること。ただし、夫婦等の双方又は一方が貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合にあつては、補助対象世帯等の所得額から所得額算出期間における貸与型奨学金の返済額を控除して得た額が500万円未満であること。

イ 夫婦等の双方又は一方の住民票の住所が市内にあること。

ウ 夫婦等の双方が下記(ア)～(ウ)のいずれかに該当すること。

(ア) 市が指定するライフデザイン等に関するWEB講座の受講を修了していること。

(イ) 医療機関でプレコンセプションケア健診を受診したことが確認できること。

(ウ) 医療機関において妊娠・出産に関する相談を行ったことが確認できること。

(2) 令和7年度に本宮市結婚新生活支援補助金交付要綱(令和4年本宮市告示第32号。以下「要綱」という。)に基づく補助金の交付を受けた世帯等で、その交付額が、令和7年度中補助上限額60万円に達しなかった世帯(以下「継続補助世帯等」という。)。ただし、令和7年度に継続補助世帯として補助金の交付を受けた世帯等は除く。

(3) 令和7年度に要綱に基づく補助対象世帯等として認定を受けた世帯等(以下「継続認定世帯等」という。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の

交付を受けることができない。

(1) 夫婦等の双方が過去に結婚新生活支援事業(他自治体を含む)による補助金の交付を受けたことがある。

(2) 過去に補助金の交付を受けた夫婦等が、離婚、又はパートナーシップの解消(以下「離婚等」という。)を行い、その一方が再婚姻等を行った場合に、その離婚等の日が再婚姻等の日から起算して1年以内である。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費(消費税及び地方消費税を含む。以下「補助対象経費」という。)は、夫婦等の双方又は一方が契約名義人となっている住宅に係る住居費及び引越費用の合計額とし、夫婦等のいずれかが令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間(以下「事業期間」という。)に支払った費用とする。ただし、補助金の申請日において現に居住し、かつ夫婦等の双方又は一方の住民票の住所と同一の住宅に係る費用に限り、次の各号に掲げる額を除く。

(1) 夫婦等の双方又は一方が、勤務先から支給された住宅手当等の額

(2) 他の公的制度による住居費に係る助成額

2 夫婦等の一方が、婚姻等を機とせず、又は婚姻等の日から起算して1年以上前から賃借していた住宅に婚姻等を機に同居する場合にあっては、婚姻等を機に同居を開始した日以降に生じた費用を、当該住宅に婚姻等を機とせず同居していた場合にあっては、婚姻等の日の後に生じた費用を、それぞれ補助対象経費とする。ただし、賃貸借契約書等によって示された同居開始日が婚姻等の日から起算して過去1年以内の場合は、婚姻等を機として同居を開始したものとみなし、当該同居日以降に生じた費用を補助対象とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費の実費負担分とし、1組当たり60万円を上限として、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 継続補助世帯等にあつては、令和7年度補助上限額60万円から、令和7年度に交付された交付額を減じて得た額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、本宮市結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、事業期間内に市長に提出しなければならない。ただし、継続補助世帯等及び継続認定世帯等の申請者にあつては、第6号及び第7号に掲げる書類の添付を要しないものとし、申請者が申請を行う日の属する年度中に申請できる回数は、1回限りとする。なお、申請者は、補助対象世帯等のうち、住民票の住所が対象となる住宅の住所にある者とし、夫婦等の双方がこれに該当する場合は、いずれか一方を代表者として申請するものとする。

(1) 事業実績内訳書(様式第2号)

- (2) 住宅手当支給証明書(様式第3号)又は事業期間内の住宅手当の支給額を確認できる給与明細等
- (3) 現に支払った住居費及び引越費用の金額を確認できる書類(領収書及び口座振替に係る預金通帳等)の写し
- (4) 住宅の売買契約書若しくは工事請負契約書又は住宅物件の賃貸借契約書の写し
- (5) 戸籍の謄本(全部事項証明書)若しくは婚姻証明書又はパートナーシップ証明書
- (6) 所得証明書
- (7) 貸与型奨学金の返還額を確認できる書類の写し(夫婦等の所得の合計額から貸与型奨学金の返還額を控除する場合のみ)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助の可否について決定し、本宮市結婚新生活支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、前条第2項に基づく通知書を受けた場合は、速やかに本宮市結婚新生活支援補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この告示に違反する行為があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、本宮市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、本宮市結婚新生活支援補助金返還請求書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(報告等)

第10条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めると

きは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月16日告示第93号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の本宮市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和5年3月24日告示第18号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月28日告示第26号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の本宮市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後の申請者に対して適用し、令和5年3月31日以前の申請者については、なお従前の例による。

附 則(令和6年4月1日告示第57号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の本宮市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和6年9月2日告示第110号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年5月20日告示第87号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年5月29日告示第86号)

この告示は、公布の日から施行する。